資料７

令和8年11月4日（水）子ども・子育て会議　配布用

杉並区総合計画
実行計画（第3次）　改定案
（抜粋）

計画期間　令和9年度（2027年度）　～ 令和12年度（2030年度）

杉並区総合計画・実行計画　体系図

防災 防犯　みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち

まちづくり 地域産業　多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

1. 強くしなやかな防災・減災まちづくり

- 耐震化の促進
- 木造住宅密集地域等の解消に向けた不燃化促進
- 橋梁の長寿命化と補強・改良
- 流域治水の推進
- 狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セットバックの推進
- 無電柱化の推進
- 擁壁の安全対策
- 都市計画道路の整備
- 生活道路等の整備
- 地域の核となる公園の整備

2. 地域の防災対応力の強化

- 防災基盤の整備による地域の火災対応力強化
- 震災救援所の機能強化と環境整備
- 自助・共助の備えと関係機関との連携
- 災害時要配慮者支援の推進
- 災害時医療体制の充実

3. 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり

- 防犯力が高いまちづくり
- 地域防犯対策の推進
- 消費者被害防止対策の推進
- 安全安心な道路空間の整備

4. 地域の魅力あふれる多心型まちづくり

- 荻窪駅周辺都市再生事業の推進
- 駅周辺まちづくりの推進
- 地区計画等によるまちづくりの推進
- まちづくり活動の支援
- 鉄道連続立体交差化の推進
- 都市計画道路周辺まちづくり

5. 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

- まちづくり施策の総合的推進
- 鉄道連続立体交差化の推進
- 都市計画道路の整備
- 都市計画道路周辺まちづくり
- 生活道路等の整備
- 都市基盤情報の整備
- 高円寺駅北口地域の防災性の向上と魅力維持の取組

6. 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

- 人と環境にやさしい交通ＤＸ・ＧＸの推進
- 自転車活用の推進
- 安全で快適な自転車利用環境の整備・充実
- 安全安心な道路空間の整備

7. 暮らしやすい住環境の形成

- 良好な景観づくりの推進
- ユニバーサルデザインのまちづくり推進
- 住宅確保要配慮者の居住支援の充実
- 公営住宅の運営
- 総合的な空家等対策の推進
- マンションの適正な管理の推進
- 安心・快適に暮らせる生活環境の確保

8. にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

- 中小企業の経営と創業の支援の充実
- 就労支援と多様な働き方の推進
- 地域に根ざした商店街の活性化促進
- 魅力的な観光情報発信の推進
- アニメを活用した誘客促進
- 都市農業の支援・保全と地産地消の推進
- 地域経済の好循環の促進

【凡例】

- 分野　分野ごとの将来像（8分野）
- 施策名（29施策）
 - 計画事業（137事業）
 - 重点計画事業（80事業）
 - 再掲計画事業（施策の目標達成に寄与する他施策の計画事業）

杉並区総合計画・実行計画　体系図

環境 みどり

気候危機に立ち向かい、
みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

9. 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

- 創エネルギー事業の推進
- 省エネルギー対策の推進
- 環境教育・環境学習の充実、環境意識の醸成
- 区立施設の温室効果ガス排出量削減の推進
- 区民や事業者等の参画や連携による気候変動対策の推進
- 流域治水の推進
- 生活道路等の整備
- 安全安心な道路空間の整備
- みどりの充実
- みどりの機能の活用

10. 快適で暮らしやすいまちと循環型社会の実現

- ごみの発生抑制の推進
- 限りある資源の有効活用の促進
- 安心・快適に暮らせる生活環境の確保
- ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保

11. グリーンインフラを活用した都市環境の形成

- みどりの充実
- みどりの機能の活用
- みどりへの行動
- 水辺環境の再生・創出
- 地域の核となる公園の整備
- 身近な公園の整備
- 誰もが利用しやすい公園改修
- （仮称）グリーンインフラガイドラインに基づく取組の推進
- 環境教育・環境学習の充実、環境意識の醸成

健康 医療

「人生100年時代」を自分らしく
健やかに生きることができるまち

12. いきいきと住み続けることができる健康づくり

- 区民と進める健康づくりの推進
- 生活習慣病予防と骨粗しょう症対策の推進
- がん対策の推進
- 心の健康づくりの推進
- スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実

13. 地域医療体制の充実

- 救急医療体制の充実
- 災害時医療体制の充実
- 在宅医療体制の充実
- 感染症対策の推進
- 障害者の地域医療体制の整備

杉並区総合計画・実行計画　体系図

福祉・地域共生

すべての人が認め合い、
支え・支えられながら共生するまち

14. 人権を尊重する地域社会の醸成

- 人権尊重の啓発等の推進
- ジェンダー平等の推進
- 多文化共生の推進
- 障害者の権利擁護と共生社会の推進
- 子どもの権利が尊重される地域社会の実現

15. 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

- 包括的な支援体制の充実
- 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実
- 動物と共生できる地域社会づくりの推進
- 災害時要配慮者支援の推進
- 区民と進める健康づくりの推進
- 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化
- 障害者の地域生活支援体制の推進・強化
- 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実
- 地域における子育て支援体制の充実

16. 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

- 認知症施策の推進
- 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化
- 地域の見守り体制の充実
- 介護者支援の充実
- 介護サービス基盤の整備
- 高齢者いきがい活動の充実
- 区民と進める健康づくりの推進
- 在宅医療体制の充実

17. 障害者の社会参加と地域生活の支援

- 重度障害者等の通所施設整備と住まいの確保
- 障害者の就労支援の推進・拡充
- 障害者の地域生活支援体制の推進・強化
- 障害者の社会参加支援の推進
- 高齢の障害者等への支援の充実
- 障害者の権利擁護と共生社会の推進
- 障害特性に合わせたコミュニケーション支援の充実
- 障害児者の家族への支援（ケアラー支援）
- 障害者の地域医療体制の整備
- 障害者スポーツの推進

子ども

すべての子どもが、
自分らしく生きていくことができるまち

18. 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

- 子どもの権利が尊重される地域社会の実現
- 子どもの命と安全を守る児童相談体制の強化※
- 子どもの貧困対策の推進
- ヤングケアラー支援の推進
- より良い子どもの居場所づくりの推進

19. 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

- より良い子どもの居場所づくりの推進
- 次世代育成基金の活用推進
- 地域における子育て支援体制の充実
- 学童クラブの整備・充実

20. 安心して子育てできる環境の整備・充実

- 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実
- 地域における子育て支援体制の充実
- 保育の質の向上
- 多様なニーズに対応した保育サービスの推進
- 学童クラブの整備・充実
- ひとり親家庭支援の充実
- 就学前教育の充実

21. 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

- 未就学児の療育体制の充実
- 学齢期の障害児支援の充実
- 地域における医療的ケア児の支援体制の整備

※名称変更

杉並区総合計画・実行計画　体系図

学び　共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

22. 学び続ける力を育む学校教育の推進

- 学び続ける力の育成
- ＩＣＴを活用した教育の推進
- 就学前教育の充実
- 教員の業務改善に向けた支援
- 部活動の地域展開
- 地域と共にある学校づくりの充実
- 豊かな学びを支える学校づくりの推進
- 区費教員の効果的な活用

23. 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

- 特別支援教育の充実
- 特別な支援を必要とする子どもを支える教育環境の整備
- 教育相談体制の充実
- いじめ対策の充実
- 不登校児童・生徒支援体制の整備

24. 身近に活用できる教育環境の整備・充実

- 学校施設の有効活用の推進
- 区立小中学校の改築
- 区立小中学校の長寿命化改修
- 区立学校施設の環境改善
- ＩＣＴを活用した図書館サービスの充実
- 読書環境の整備

25. 生涯にわたる学びの支援

- 社会教育士の育成・活用
- 出前型・ネットワーク型の学習機会の充実
- 地域と学校の協働活動の充実
- 歴史・文化に親しむ機会の充実

26. 多様な地域活動への支援

- 町会・自治会への支援
- 地域活動を担う団体や人材の育成・支援
- 地域活動拠点の整備

文化スポーツ　文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

27. 多様な文化・芸術の振興と国内外交流の推進

- 文化・芸術活動の創造と発信
- 文化・芸術活動の支援
- 国内外交流の推進
- 平和事業の推進

28. 次世代への歴史・文化の継承

- 歴史・文化に親しむ機会の充実
- 区の歴史・文化情報の発信

29. 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

- スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実
- 障害者スポーツの推進
- 体育施設の整備・充実

1 「杉並区総合計画」等の改定について

1　改定の概要

区は令和3年度（2021年度）に、区が目指す概ね10年後のまちの姿を「みどり豊かな　住まいのみやこ」とする基本構想を策定しました。基本構想では8つの分野ごとの将来像を以下のとおり描いています。

「みどり豊かな　住まいのみやこ」

分野ごとの将来像	
防災・防犯	みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち
まちづくり 地域産業	多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち
環境・みどり	気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち
健康・医療	「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち
福祉・地域共生	すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち
子ども	すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち
学　び	共に認め合い、みんなでつくる学びのまち
文化・スポーツ	文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

1 「杉並区総合計画」等の改定について

1　改定の概要

区は、基本構想が掲げる将来像「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向け、令和4年（2022年）1月に総合計画をはじめとする各種計画を策定し、社会経済環境の変化や区民ニーズに対応しながら計画的に施策を推進してきました。

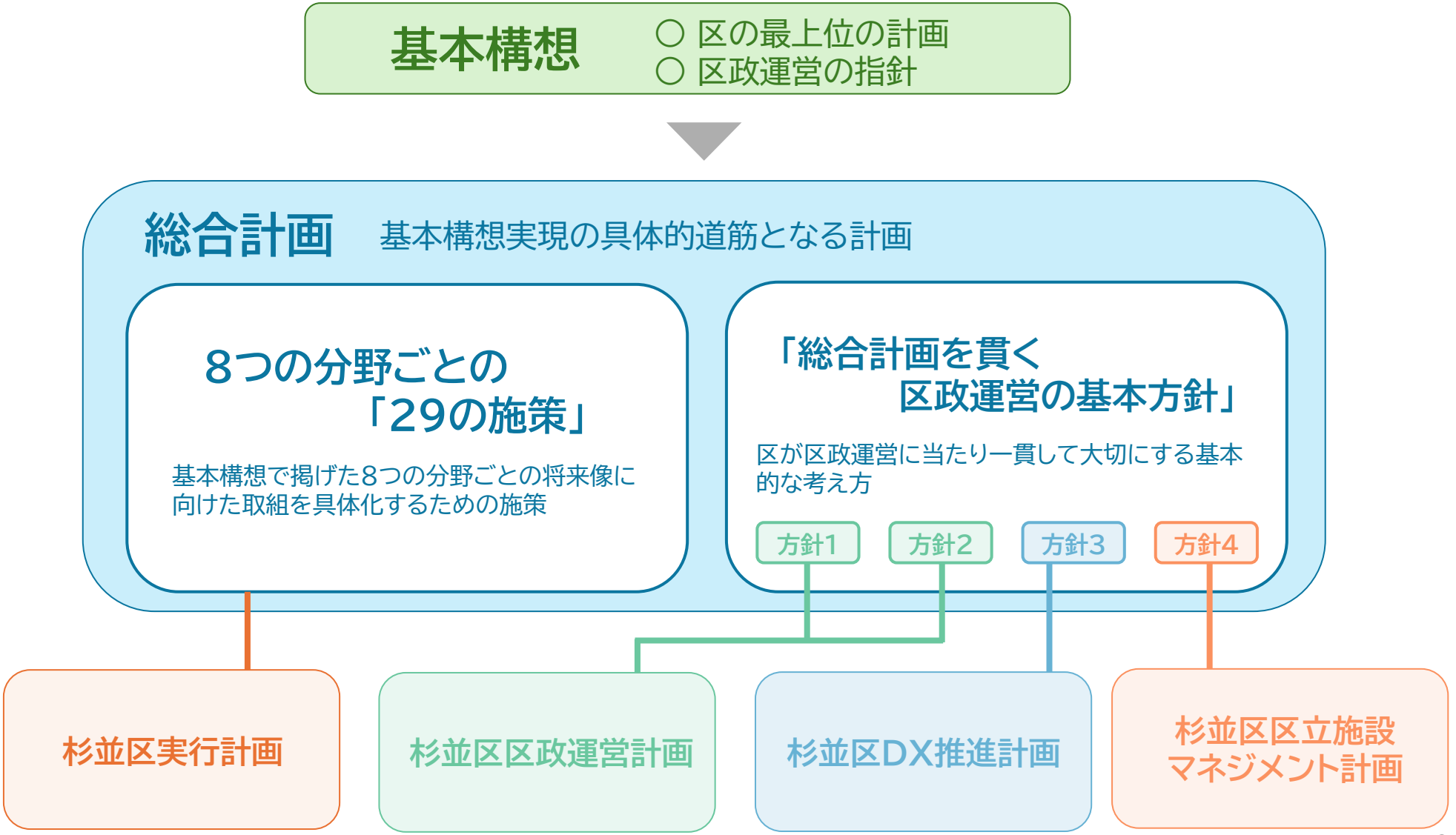
また、令和5年度（2023年度）には、区長公約の実現や対話協調型区政の推進を図るため、計画改定を行い、必要な施策の充実を行ってきました。

令和8年度（2026年度）は現行の計画期間の最終年度であるとともに、基本構想の実現に向けた中間期に当たるため、これまでの取組の成果と課題を検証し、区政を取り巻く社会経済環境の変化を踏まえながら、基本構想の実現に向けた取組をさらに推進するため、各計画を改定します。

なお、総合計画等は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含するものとして位置付けます。

1 「杉並区総合計画」等の改定について

2　計画の体系図



1 「杉並区総合計画」等の改定について

3　計画の概要

（1）杉並区総合計画

基本構想で掲げる8つの分野における将来像を実現するため、長期的な視点から具体的な道筋を示す計画で、「29の施策」と「総合計画を貫く区政運営の基本方針」で構成しています。

○ 29の施策

分野ごとの将来像を実現するために、「29の施策」を定めています。それぞれの施策では現状と課題を明らかにした上で、計画最終年度の目標を示し、目標に向けた成果指標を定めています。

○総合計画を貫く区政運営の基本方針

地域課題や区民ニーズが複雑化・多様化し、先行きを見通すことが一層難しい中においても、課題や変化に的確に対応し、将来にわたり必要な公共サービスを継続していくために、区が区政運営に当たり一貫して大切にする共通の考え方を示すものです。

さらに、この共通の考え方を協働、持続可能な行財政運営、デジタル、施設マネジメントのそれぞれの取組に反映するための４つの個別方針を定めています。

29の施策が「何を実現するのか」を示すのに対し、基本方針は「どのような考え方で区政を運営するのか」を示しています。両者を一体的に進めることで、基本構想の実現につなげていきます。

（2）杉並区実行計画

総合計画で掲げる各施策の目標の達成に向け、特に計画的に実施する必要がある取組・事業を具体的に示す計画です。具体的な取組を事業項目として定め、年度ごとの事業量を示すことで、区がいつ、何に取り組むかを明らかにしています。各施策は複数の実行計画事業で構成しており、それぞれの実行計画事業に一体的に取り組むことで施策の目標達成につなげていきます。

また、年度ごとに所要経費を示しており、財政的な裏付けを有しています。※改定案では所要経費の記載はありません。

1 「杉並区総合計画」等の改定について

3　計画の概要

「総合計画を貫く区政運営の基本方針」に基づく取組を、以下の３つの計画において具体化しています。

（３）杉並区区政運営計画

基本方針のうち、方針1「対話を基盤とした協働・共創の推進」と、方針2「持続可能な区政運営と質の高いサービス提供の実現」を具体化する計画です。

協働・共創、持続可能な財政運営、人材・組織づくり、継続的な業務改善などを通じて、地域の力と区の経営資源を生かし、必要な公共サービスを将来にわたり提供できる区政運営を進めます。

（４）杉並区ＤＸ推進計画

基本方針のうち、方針3「『デジタルにより誰もが暮らしやすい社会』に向けたＤＸ推進」を具体化する計画です。

デジタル技術を活用して、行政の仕事そのものの変革を一層推進することで、区民と地域の暮らしを支えるとともに、職員の働き方の質を高め、区民福祉の向上につなげていきます。

（５）杉並区区立施設マネジメント計画

基本方針のうち、方針4「施設マネジメントの推進」を具体化する計画です。

区立施設を区民共有の財産として捉え、区民等との対話やまちづくり・地域づくりの視点を大切にしながら、公共サービスの維持・向上と持続可能な行財政運営との両立を図り、更新、再編、長寿命化、利活用等を総合的・計画的に行う施設マネジメントの取組を進めます。

1 「杉並区総合計画」等の改定について

4　計画期間

(1) 総合計画

総合計画は、基本構想で掲げる区が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋となる9年間（令和4～12年度）（2022～2030年度）の計画です。今回、令和9～12年度（2027～2030年度）の4か年の計画について改定します。

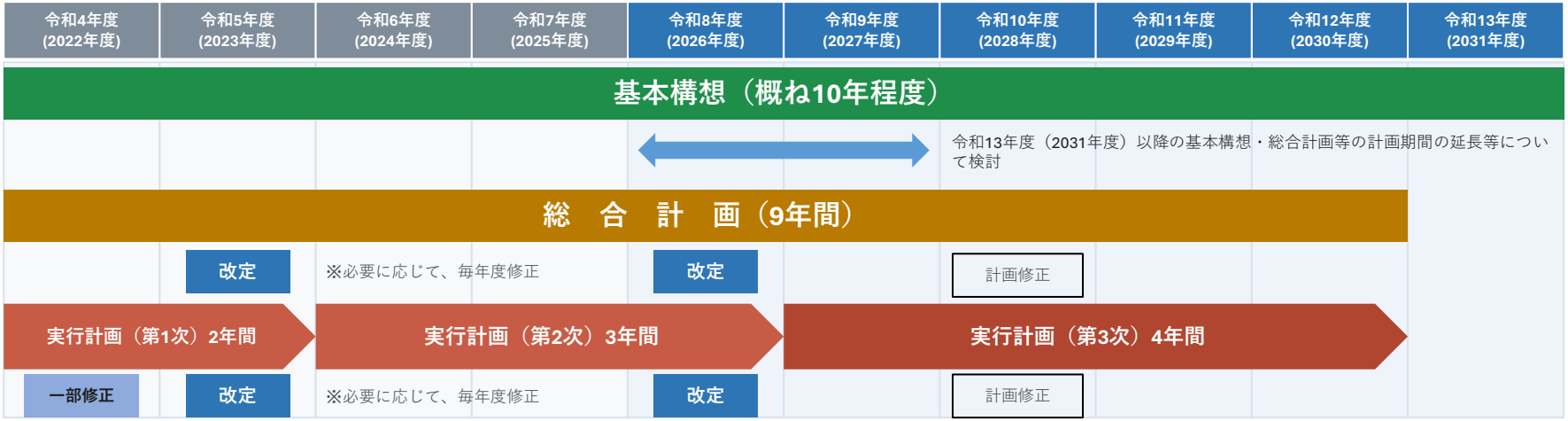
令和8年度（2026年度）から9年度（2027年度）にかけて、取組の進捗状況等を見極めた上で、令和13年度（2031年度）以降の基本構想、総合計画等の計画期間の延長等について、検討を行うこととします。

(2) 実行計画

第3次計画の期間は令和9年度～12年度（2027～2030年度）とします。

(3) その他計画

杉並区区政運営計画、杉並区ＤＸ推進計画、杉並区区立施設マネジメント計画の計画期間は、総合計画・実行計画に準じた取り扱いとします。



※計画期間を令和9～12年度（2027～2030年度）の4か年とすることから、計画期間の中間期に当たる令和10年度（2028年度）に必要な計画修正を行うこととします。

2　計画改定の背景

1　人口推計

総合計画等の改定に当たり、計画策定の基礎とするため、令和9年（2027年）から令和52年（2070年）までを対象とした、将来人口推計を行いました。

（１）推計方法等の概要

推計方法	コーホート要因法（年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（出生や死亡、人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法）
基準人口	杉並区の住民基本台帳登録人口（2026年1月1日時点）
出生率	2025年の杉並区の合計特殊出生率（0.87）
出生男女性比	東京都の出生男女性比（2018年から2024年の平均値（104.9））
生残率	「令和2年都道府県別生命表（東京都）」及び「令和6年簡易生命表（厚生労働省）」の数値
人口移動（転入率・転出率）	杉並区外の地域との転入・転出実績を基礎（2022年から2025年までの4年の平均）

2　計画改定の背景

1　人口推計

（２）推計結果の概要

①総人口は、令和22年（2040年）をピークに減少していくことが見込まれます。
②年少人口と生産年齢人口の割合は減少する一方、高齢者人口の割合（高齢化率）は増加傾向にあり、令和52年（2070年）には、4人に1人以上が高齢者となる28.23％まで上昇する見込みです。なお、外国人人口は増加傾向にあり、令和32年（2050年）には約9万人となる見込みです。

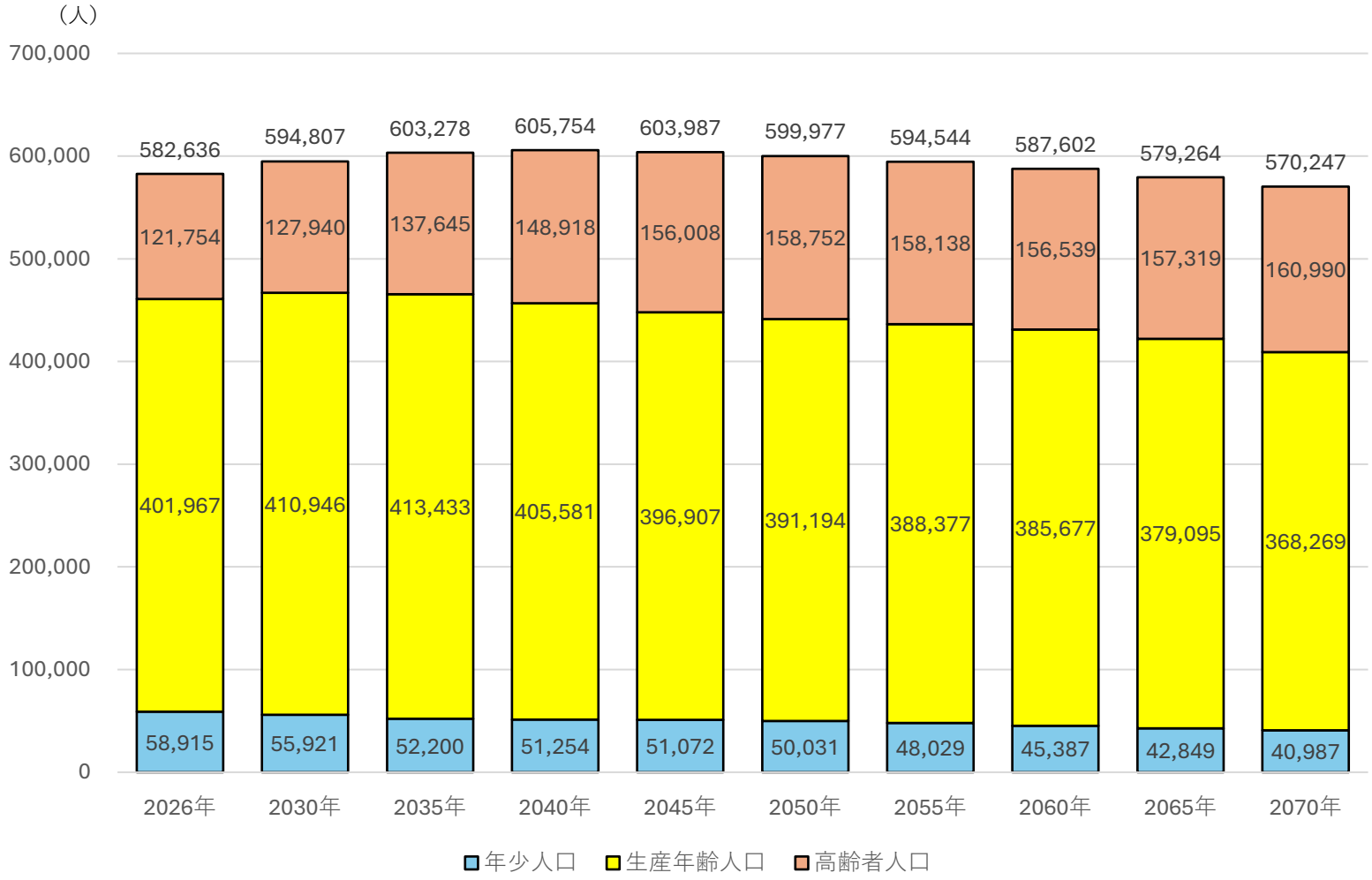
【人口ピーク】

総人口	605,754人(2040年)
年少人口（0～14歳）	58,177人(2027年)
生産年齢人口（15～64歳）	413,914人(2034年)
高齢者人口（65歳以上）	160,990人(2070年)
高齢化率	28.23％(2070年)

2　計画改定の背景

1　人口推計

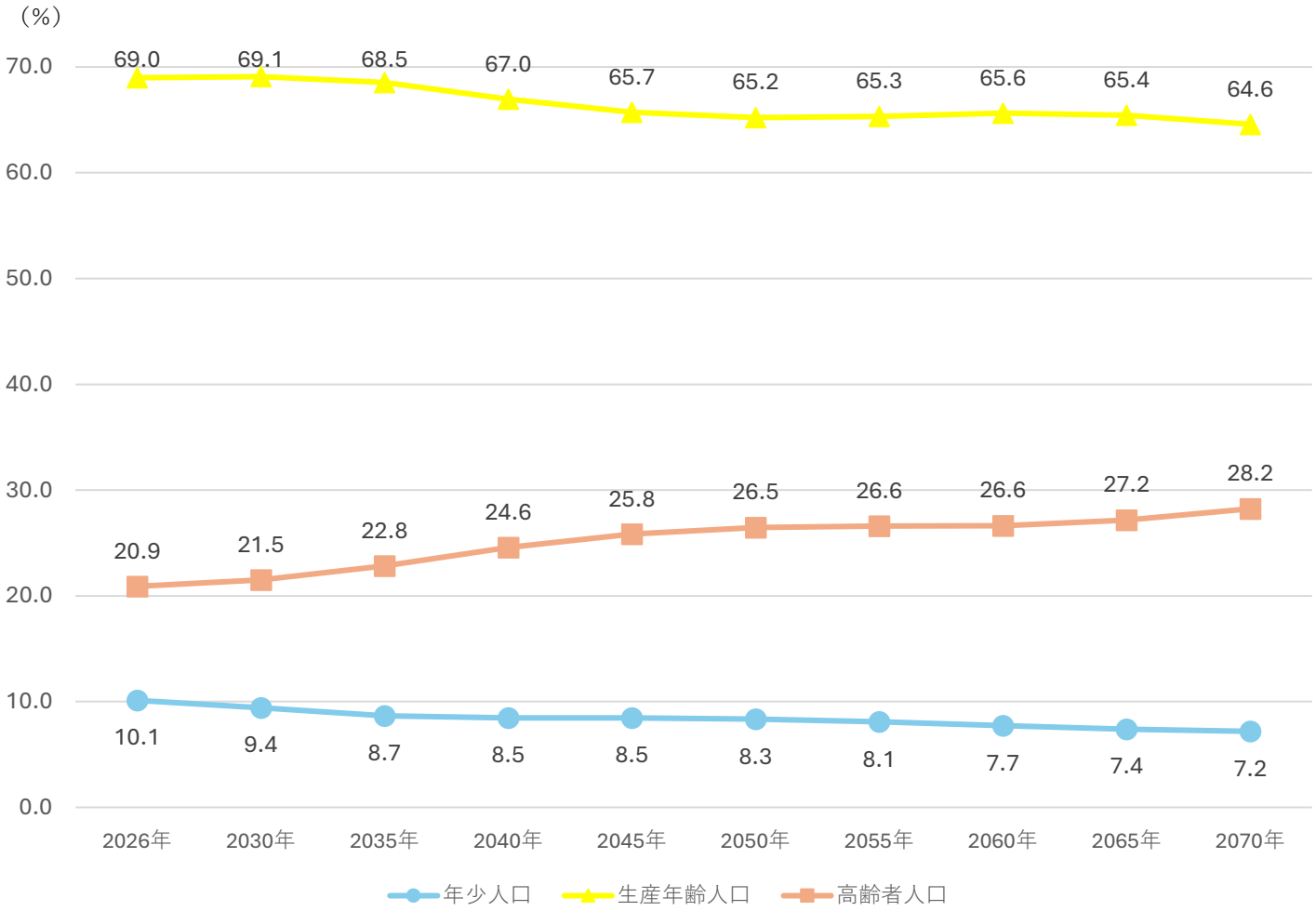
【人口の推移】



2　計画改定の背景

1　人口推計

【人口構成割合の推移】



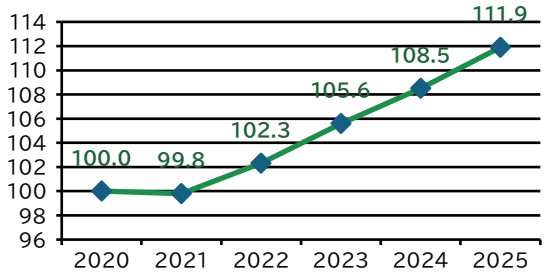
2　計画改定の背景

2　区政を取り巻く環境変化

近年、物価や人件費の上昇、担い手不足、区民ニーズの複雑化・多様化、デジタル技術の進展など、区政を取り巻く環境は大きく変化しました。今回の計画改定では、これらの変化を踏まえ、施策・事業の内容や進め方を見直します。

■　環境変化を示す主なデータ

①　消費者物価指数の推移



総合指数（年平均　2020年＝100）

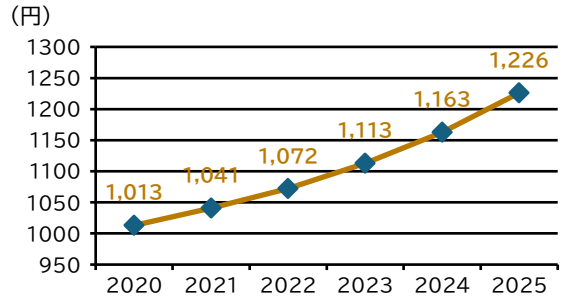
2020年100.0 → 2025年111.9（+11.9%）

対前年比

2025年+3.2%（4年連続の上昇）

出典：総務省「消費者物価指数」（全国　2020年＝100）

②　東京都の最低賃金の推移



東京都最低賃金（時間額）

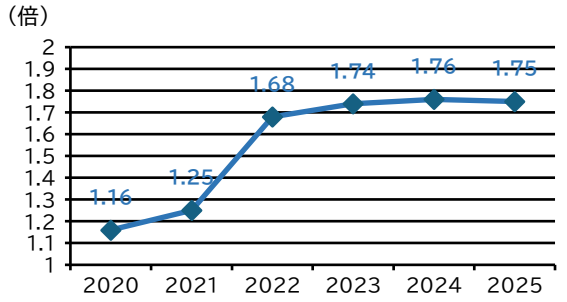
2020年度1,013円 → 2025年度1,226円（+213円）

対前年比

2025年度+63円（+5.4%）と過去最大の引上げ

出典：厚生労働省・東京労働局「東京都最低賃金」

③　東京都の有効求人倍率



倍率の推移（東京都における各年12月時点）

2020年1.16倍 → 2025年1.75倍

状況

2023年に1.74倍まで上昇、2025年は1.75倍と高水準が継続

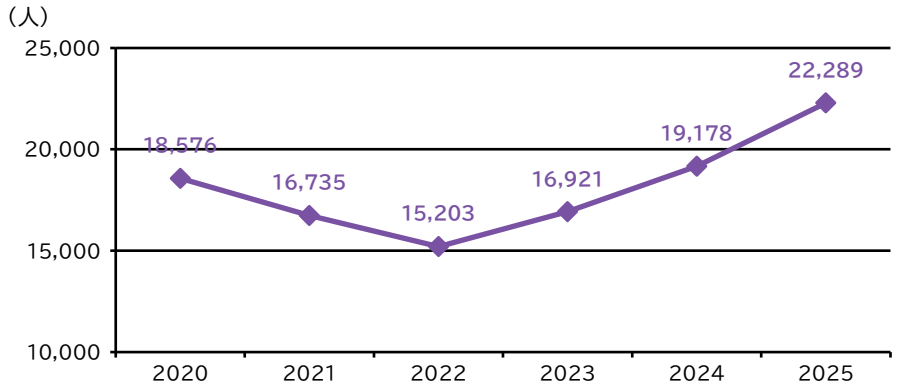
出典：東京労働局「一般職業紹介状況」（東京都）

2　計画改定の背景

2　区政を取り巻く環境変化

■　環境変化を示す主なデータ

④　杉並区の外国人人口



外国人人口（各年1月1日・人）

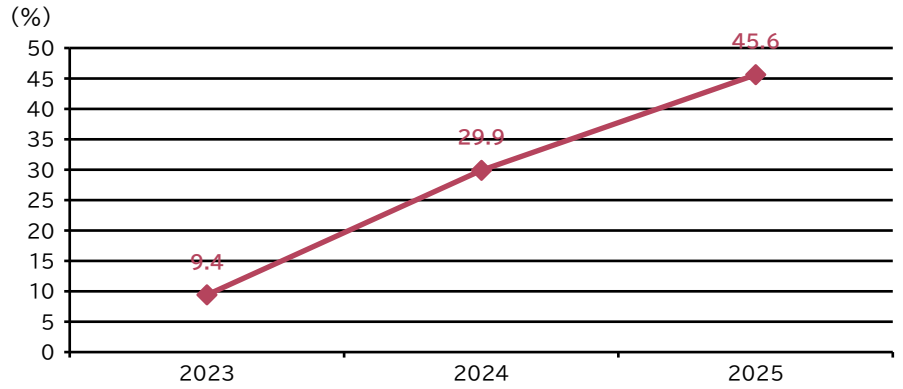
2020年18,576人 → 2025年22,289人

状況

5年間で3,713人増（約20%増）

出典：杉並区住民基本台帳

⑤　生成ＡＩの導入自治体割合



導入済み団体の割合（市区町村）

2023年度9.4% → 2025年度45.6%

状況

2年間で約5倍。都道府県・指定都市は100%が導入済み

出典：総務省「地方自治体における生成ＡＩの実証実験・導入状況等調査」

3　分野横断的な取組の推進

区では、基本構想に掲げる8つの分野の将来像の実現に向け、総合計画に基づく29の施策を進めています。

一方、少子高齢化や気候変動への対応、孤独・孤立の深刻化、急速なデジタル技術の進展、価値観の多様化など、区が直面する課題はますます複雑化しており、一つの行政分野の取組だけでは、区民がその成果を暮らしの中で実感できる変化を生み出すことは困難になっています。そのため、分野や施策の枠を超えて関連する取組を推進することが求められています。

今回の総合計画・実行計画等の改定では、基本構想が掲げる将来像にもつながる次の3つの分野横断的なテーマを設定し、関連する施策を有機的に結びつけながら、今後4年間において戦略的に取組を推進していきます。

テーマ１	テーマ２	テーマ３
日々の暮らしを通し、 自然と健幸になれるまち	**気候危機を乗り越え、 安心して暮らせるまち**	**誰もが「わたし」らしく 生きられるまち**

3　分野横断的な取組の推進

テーマ１：日々の暮らしを通し、自然と健幸になれるまち

人生100年時代を迎える中、誰もが心身ともに健康で、人とのつながりや生きがいを持ちながら、自分らしく暮らし続けることは共通の願いです。誰もが健康で暮らし続けるためには、個人の心がけや医療・保健サービスだけでなく、日々の暮らしの中で自然と健康につながる環境を整えていくことが重要です。歩きやすい道路や利用しやすい交通環境、身近なみどりや公園、安心して過ごせる居場所、地域活動やスポーツ・文化芸術を通じた交流など、日々の暮らしを取り巻くさまざまな環境が健康と深く関わっています。

このため、健康、福祉、まちづくり、交通、環境、文化などの分野が連携するとともに、各種データの分析・活用を通じて、区民の暮らしや健康の変化を的確に把握しながら施策を展開することで、暮らすだけで自然と健幸になり、人とのつながりや生きがいを実感できるまちを目指します。

健康・スポーツ

・「健幸アプリ」の実施
・「人生100年いきいきプロジェクト」
・スポーツに親しめる環境づくり

まちづくり・交通

・良好な景観づくり
・身近な公園の整備
・人と環境にやさしい交通ＤＸ・ＧＸ

文化

・文化・芸術活動・アニメの創造と発信
・地域に根ざした商店街の活性化

地域活動・つながり

・地域活動拠点の整備
・より良い子どもの居場所づくり
・高齢者いきがい活動の充実

3　分野横断的な取組の推進

テーマ２：気候危機を乗り越え、安心して暮らせるまち

近年、猛暑や集中豪雨、災害の激甚化など、気候変動の影響は私たちの身近な暮らしに及んでいます。その影響は、健康や安全、住まい、事業活動など幅広い分野にわたっており、私たちの暮らしと都市の安全に関わる重要な課題となっています。また、年齢や健康状態、経済状況や住環境、地域とのつながりなどの違いによって、その影響の受け方や対応できる力は異なります。

気候危機を乗り越えるためには、これまで以上に防災、まちづくり、住宅、交通、健康、福祉などの分野との連携を図りながら、脱炭素の推進などによる気候変動の緩和の取組と、酷暑や豪雨被害への対応のような気候変動への適応の取組を一体的に進めることが重要です。

このため、まちなかのみどりや日陰を増やし、猛暑から命を守り、水辺環境を豊かにし、防災力や暮らしの質を高める基盤としてグリーンインフラを活用します。そして、環境に配慮した移動手段や住まいづくりなどを分野横断的に推進し、気候変動への対応と暮らしの質の向上の両立を図りながら、将来世代に安心して暮らし続けられるまちを継承していきます。

環境・脱炭素

・創エネルギー・省エネルギー対策
・暑さ対策
・区民や事業者等の参画や連携による気候変動対策

健康・福祉

・区民と進める健康づくり
・心の健康づくり
・包括的な相談支援体制の充実

防災・減災

・水害に強いまちづくり
・震災救援所の環境改善
・備蓄物資の充実

みどり・生態系

・みどりの充実
・グリーンインフラの実践
・生物多様性の保全・回復

学び・つながり

・環境教育・環境学習
・多文化共生
・地域活動を担う団体や人材の育成・支援

まちづくり・地域産業

・人と環境にやさしい交通ＤＸ・ＧＸ
・住宅確保要配慮者の居住支援
・都市農業の支援・保全と地産地消

3　分野横断的な取組の推進

テーマ３：誰もが「わたし」らしく生きられるまち

価値観が多様化する現代においては、誰もが自分らしい生き方を選び、その選択が尊重される地域社会を実現することが求められています。しかし、現実には、年齢や性別、障害の有無、国籍や文化的背景、家族の状況、経済状況などによって、生き方を選ぶことや学ぶこと、働くこと、地域に参加することなどの機会に差が生じている場合があります。また、その背景には、個人の事情だけでなく、社会の制度や慣行、情報や参加機会へのアクセスの差なども関わっています。

誰もが自分らしく暮らせる地域社会を実現するためには、支援を充実させるだけでなく、一人ひとりの権利と選択を尊重する視点を、区政や地域社会全体に浸透させていくことが重要です。

このため、年齢や性別、障害の有無、国籍や文化的背景などにかかわらず、誰もが尊厳を持って自らの生き方を選び、地域社会に参加できるよう、すべての施策や制度を人権と多様性の視点から見つめ直し、誰もが「わたし」らしく生きることのできるまちを目指します。

共生

・多文化共生
・ジェンダー平等
・障害者の権利擁護と共生社会

福祉

・在宅医療体制の充実
・生活困窮者やひきこもり等への自立支援
・介護者支援

就労・地域活動・防災

・就労支援と多様な働き方の推進
・地域人材の育成・支援
・災害に備えた体制の充実

健康

・区民と進める健康づくり
・がん対策
・心の健康づくり
・高齢者いきがい活動の充実

子ども・教育

・子どもの権利に関する普及啓発
・ヤングケアラー支援
・教育相談体制の充実
・いじめ・不登校対策

4　SDGsと区の取組について

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、令和12年（2030年）に向けた国際目標である「ＳＤＧｓ」（持続可能な開発のための2030アジェンダ）が、採択されました。

今回改定する計画においても、区の具体的取組とＳＤＧｓとの対応関係（次ページ以降の対応表参照）を明示し、世界規模の課題と地域の課題が連なっていることを区民と共有した上で、各計画事業を推進していきます。

ＳＤＧｓに掲げる17のゴール



4　SDGsと区の取組について

※区の具体的取組とＳＤＧｓとの対応関係

○:関連するゴール

施策名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1　強くしなやかな防災･減災まちづくり	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○				○
2　地域の防災対応力の強化	○										○		○				○
3　犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり	○			○	○						○	○				○	○
4　地域の魅力あふれる多心型まちづくり	○		○		○			○	○		○	○	○				○
5　人々の暮らしを支える都市基盤の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
6　誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備			○		○		○	○	○		○	○	○				○
7　暮らしやすい住環境の形成	○		○	○	○	○		○	○		○	○			○		○
8　にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興				○				○	○		○	○					○
9　質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
10　快適で暮らしやすいまちと循環型社会の実現		○	○	○		○		○			○	○	○	○	○		○
11　グリーンインフラを活用した都市環境の形成	○	○				○		○	○		○	○	○		○		○
12　いきいきと住み続けることができる健康づくり			○														○
13　地域医療体制の充実			○			○											○

ゴール番号と名称

1　貧困をなくそう
2　飢餓をゼロに
3　すべての人に健康と福祉を
4　質の高い教育をみんなに
5　ジェンダー平等を実現しよう
6　安全な水とトイレを世界中に
7　エネルギーをみんなに そしてクリーンに
8　働きがいも経済成長も
9　産業と技術革新の基盤をつくろう
10　人や国の不平等をなくそう
11　住み続けられるまちづくりを
12　つくる責任 つかう責任
13　気候変動に具体的な対策を
14　海の豊かさを守ろう
15　陸の豊かさも守ろう
16　平和と公正をすべての人に
17　パートナーシップで目標を達成しよう

4　SDGsと区の取組について

※区の具体的取組とＳＤＧｓとの対応関係

○:関連するゴール

施策名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
14　人権を尊重する地域社会の醸成				○	○			○		○						○	○
15　地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり	○	○	○	○	○			○		○	○					○	○
16　高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援			○		○			○		○	○					○	○
17　障害者の社会参加と地域生活の支援			○		○			○		○	○					○	○
18　子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備･充実	○	○	○	○	○			○		○	○					○	○
19　子どもの居場所づくりと育成支援の充実	○	○	○	○	○					○	○					○	○
20　安心して子育てできる環境の整備･充実	○	○	○	○	○			○		○	○						○
21　障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備			○	○						○	○						○
22　学び続ける力を育む学校教育の推進				○				○		○						○	○
23　多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進				○						○						○	○
24　身近に活用できる教育環境の整備･充実				○						○	○					○	○
25　生涯にわたる学びの支援				○						○	○					○	○
26　多様な地域活動への支援											○						○
27　多様な文化･芸術の振興と国内外交流の推進				○						○						○	○
28　次世代への歴史･文化の継承				○							○						○
29　誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり			○	○						○	○					○	○

子ども

すべての子どもが、自分らしく
生きていくことができるまち

この分野の施策

- 施策18　子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実
- 施策19　子どもの居場所づくりと育成支援の充実
- 施策20　安心して子育てできる環境の整備・充実
- 施策21　障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

子ども　すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策18　子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

子どもの権利※1が保障され、その意見が尊重される環境を整え、子どもが安心して暮らすことができる地域社会を目指します。さらに、子どもの権利が尊重され、安全・安心に過ごすことができる環境を確保するため、子ども関係施設における事故の未然防止に取り組み、子どもの健やかな育ちを支える環境づくりを進めます。

また、子どもの命と安全を守るため、児童虐待対応や相談支援体制を充実し、総合的な児童相談体制を強化するとともに、すべての子どもの育ちを支え、自分らしく生きていくことができるよう、子どもの貧困対策やヤングケアラーの支援を進めます。

施策の現状と課題

- すべての子どもは、個人として尊重され、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を有しています。このため、子どもが自由に意見を表明し、その意見が必要なところに届けられる機会の確保を図るとともに、子ども関係施設において安全・安心に過ごせる環境づくりを進める必要があります。
- 児童虐待の相談件数は高い水準で推移しており、引き続き、早期発見・早期対応が可能な児童相談体制が求められています。また、社会的養護※2を必要とする子どもも含め、すべての子どもの権利が守られ、自立に向けた支援などにより、自分らしく生きていくことができるための環境整備が重要です。
- 子どもの貧困やヤングケアラーなどの課題に対応し、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく健やかに成長できるよう、必要な支援につながる取組の一層の推進を図るとともに、社会から孤立してしまう前に気付き、支援につなげる感度を高めることが求められています。

計画最終年度の目標

- 子どもは権利の主体であることを大人も子どもも理解し、子どもの権利が保障されるとともに、共に社会を創る一員として、子どもの意見や思いが尊重され、子どもに関わる事柄に当事者として参画しています。また、子ども関係施設における事故の未然防止の取組が進み、子どもが安全・安心に過ごせる環境が確保されています。
- 児童虐待の未然防止や早期発見による重篤化予防を担う子ども家庭支援センター・保健センターと、高度な専門性及び法的権限に基づく介入を担う児童相談所が、適切に役割分担をしながら児童虐待対応を行う、両輪の児童相談体制が実現されています。また、社会的養護に係る取組が着実に進み、子どもの権利を尊重する環境が整備されています。
- 支援を必要とする子どもや家庭への取組が充実・強化され、必要な支援が適切につながることで、子どもの最善の利益の実現に向けた社会づくりが推進されています。

※1　子どもの権利：「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」で定められている権利
※2　社会的養護：保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと

子ども　すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策18　子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

	指標名 指標の説明	現状値	目標値 12(2030)年度
1	子どもの権利について知っている区民の割合 区民意向調査	32.7% (7年度)	40.0%
2	守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合 子どもと子育て家庭の実態調査	18.7% (8年度)	18.0%
3	「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合 子どもと子育て家庭の実態調査	74.0% (8年度)	75.0%以上

施策を構成する実行計画事業

1　子どもの権利が尊重される地域社会の実現　【重点】
2　子どもの命と安全を守る児童相談体制の強化　【重点】
3　子どもの貧困対策の推進
4　ヤングケアラー支援の推進　【重点】
5　より良い子どもの居場所づくりの推進　【再掲】（施策19-1）

施策18　子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

1　子どもの権利が尊重される地域社会の実現【重点】

子どもが権利の主体として尊重され、安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、「杉並区子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、子どもの権利保障に関する取組を総合的に推進します。

子どもの権利や子ども参画の意義について、子どもと大人の双方が理解を深めることができるよう、子どもの権利救済委員による講座等を実施するほか、学校等における周知リーフレットの配布など、継続的な普及啓発に取り組みます。

また、子どもの権利相談・救済窓口※1（愛称：なみすけの子ども相談室）について、相談用はがきを区内全児童・生徒に配布するなどの周知と相談しやすい環境の充実に努めるとともに、子どもの声を聴きながらその子にとって最も善い解決方法を共に考え、問題解決に向けた支援等を行います。

さらに、子どもが自らの思いや考え、意見を安心して表明できる機会を確保するため、「杉並区子どもの意見を聴いて反映するための手引」を踏まえ、アンケート、ワークショップなどの多様な手法を活用し、より多くの子どもの意見を聴く取組を進めます。

加えて、子ども関係施設において、子どもの安全を確保するため、事故や事故には至らなかった事例の要因を分析するとともに、得られた知見を職員研修や施設運営の改善に活用します。これにより、事故の未然防止を図ることで、子どもの権利が保障され、安全・安心に過ごせる環境づくりを進めます。

事業項目	8(2026)年度末見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
子どもの権利に関する普及啓発						
子どもの権利の啓発の推進	実施	実施	→	→	→	実施
子どもの権利救済委員による講座等	実施	実施	→	→	→	実施
子どもの権利相談・救済窓口の運用	実施	実施	→	→	→	実施
子どもの意見表明・参画の推進	実施	実施	→	→	→	実施
子ども関係施設における安全・安心な環境づくりの推進	検討	実施	→	→	→	実施

※1　子どもの権利相談・救済窓口：子どもの悩みや困りごとなどについて、弁護士、社会福祉士、公認心理師などの専門資格を有する「子どもの権利救済委員」及び「子どもの権利相談員」が対応する相談窓口

施策18　子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

2　子どもの命と安全を守る児童相談体制の強化(1/2)【重点】

区立児童相談所と子ども家庭支援センター・保健センターの役割分担により、これまで以上に迅速・丁寧な児童虐待対応を行うとともに、予防機能を一層強化した児童相談体制の実現を目指します。また、要支援児童等が地域で安心して過ごせるよう、子どもイブニングステイや要支援ショートステイの充実を図るなど、子どもが安全に生活できる環境づくりに取り組みます。

さらに、社会的養育を必要とする子どもの最善の利益の実現に向けて、社会的養護自立支援拠点事業については、一時避難的かつ短期間の居場所としての機能を備えた支援に拡充するとともに、子どもの権利に十分配慮した一時保護委託先の確保のほか、家庭等に居場所がない子ども・若者が、ニーズに合わせて必要な支援を受けられる居場所の確保など、子どもの命と安全を守る児童相談体制の強化に取り組んでいきます。

事業項目	8(2026)年度末見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
在宅児童の支援						
要支援家庭を対象とした子どもショートステイ	拡充	実施	→	拡充	実施	実施・拡充
養育支援訪問	実施	実施	→	→	→	実施
子育て世帯訪問支援	実施	実施	→	→	→	実施
親子関係形成支援	実施	実施	→	→	→	実施
子どもイブニングステイ	— (累計1所)	新規1所 (累計2所)	— (累計2所)	新規1所 (累計3所)	— (累計3所)	新規2所 (累計3所)
措置児童の支援						
社会的養護経験者の自立支援	実施	拡充	実施	→	→	拡充・実施
フォスタリング業務※1	実施	実施	→	→	→	実施
子ども若者シェルター・相談支援事業	準備	準備	実施	→	→	準備・実施

施策18　子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

2　子どもの命と安全を守る児童相談体制の強化(2/2)【重点】

事業項目	8(2026)年度末見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
登録一時保護制度の活用						
登録一時保護受託者の確保	準備	実施	→	→	→	実施
社会的養育の推進						
社会的養育推進計画※2	準備	準備	策定	改定準備	改定	準備・策定・改定準備・改定
計画に基づく取組	—	—	推進	→	→	推進

※1　フォスタリング業務：里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行うこと
※2　社会的養育推進計画：区が関わる子どもの最善の利益の実現を目指し、里親・ファミリーホーム数、施設数に加え、意見表明等支援や権利擁護、社会的養護経験者等の自立支援の体制整備等の取組と必要な資源の整備目標などを示す計画

施策18　子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

3　子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、家庭環境や社会的孤立など、様々な要因が複雑に絡み合う課題であり、地域や社会全体で取り組む必要があります。

子どもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう、令和8年度（2026年度）に実施した「子どもと子育て家庭の実態調査」の結果を踏まえ、支援を必要とする子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげます。

あわせて、教育の支援、生活の安定に向けた支援、保護者の就労支援、経済的支援など、子どもの貧困対策に資する取組を分野横断的かつ総合的に推進します。

事業項目	8(2026)年度末見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
子どもの貧困対策に資する分野横断的な取組	実施	実施	→	→	→	実施
子どもと子育て家庭の実態調査	実施	—	—	実施	—	実施

施策18　子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

4　ヤングケアラー支援の推進【重点】

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、子ども、教育、高齢、障害、生活困窮、精神保健等の様々な分野が連携するとともに、行政機関だけでなく、地域や民間事業者等とも協働しながら取組を進めていくことが重要です。このため、ケアマネジャーやヘルパー事業所をはじめとする関係機関に加え、地域で子どもの支援を行っている区民等も研修の対象者にするなど、周囲の大人がヤングケアラーの存在に気付き、その状況に応じた支援や負担の軽減につなげることができるよう取り組みます。

また、ヤングケアラーの相談窓口としてＬＩＮＥ相談を実施し、必要に応じて適切な支援につなげます。

さらに、令和9年度（2027年度）から新たに当事者同士が悩みや経験を共有し、相互に支え合うことができる場を設けることで、孤立感や心理的負担の軽減を図ります。

事業項目	8(2026)年度末見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
関係機関等研修	実施	拡充	実施	→	→	拡充・実施
LINE相談	実施	実施	→	→	→	実施
ピアサポート※1事業	検討	試行実施	実施	→	→	試行実施・実施

※1　ピアサポート：同じような経験や悩みを持つ当事者同士が、経験を共有しながらお互いを支え合うこと

子ども　すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策19　子どもの居場所づくりと育成支援の充実

子どもの居場所は、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる場所や時間であり、子どもの健やかな成長を支え、子どもの権利を保障する上で重要です。子どもの個性や成長段階、置かれた状況等に応じて、自ら選択できる多様な居場所づくりを推進するとともに、子どもの意見を居場所づくりや運営に反映します。

また、子どもが自分に合った居場所を選べるよう、児童館や学校施設、公園・図書館等の地域資源を活用し、地域団体や民間事業者等の多様な担い手との連携、居場所情報の発信、居場所同士のネットワークづくりを進めることで、地域で子どもを支える環境を整備します。

施策の現状と課題

- 子どもの居場所に対するニーズは、個性や成長段階、置かれた状況等に応じて多様化しています。どこにも居場所がない子どもが生じないよう、成長段階等に応じて選択できる多様な居場所づくりを着実に進める必要があります。
- 子どもが安心して自分らしく過ごせる居場所とするため、子どもの視点に立って意見を聴き、居場所づくりや運営に反映するとともに、居場所に関わる大人が子どもの権利を理解し、安全・安心な環境を整える必要があります。
- 子どもの健やかな成長を支援するため、様々な遊びや体験活動、多世代交流、大人との多様な関わりを充実させるとともに、子どもが抱える課題を早期に発見し、適切な支援につなげることが求められています。
- 児童館や学校施設に加え、公園・図書館等の一般区民施設※1や地域団体・民間事業者による取組も含め、多様な地域資源を活用し、子どもの居場所を充実させることが重要です。あわせて、居場所の情報を子どもに分かりやすく届け、居場所同士が連携し、子どもが必要な居場所や関係機関につながることができる仕組みを整える必要があります。

計画最終年度の目標

- 乳幼児から中・高校生世代までの子どもが、個性や成長段階、置かれた状況等に応じて、自分に合った居場所を切れ目なく持つことができています。
- 子どもの意見が居場所づくりや運営に反映され、子どもの権利が守られる安全・安心な環境の中で、子ども一人ひとりが自分らしく過ごすことができています。
- 様々な遊びや体験活動、多世代交流、大人との多様な関わりを通じて、子どもの自主性や社会性が育まれるとともに、子どもが抱える課題が早期に発見され、適切な支援につながっています。
- 行政、地域団体、民間事業者等の多様な担い手が連携・協働し、居場所の情報と支援のネットワークが地域に広がることで、地域全体で子どもの育ちを支える環境が整っています。

※1　一般区民施設：公園や図書館、集会施設、スポーツ施設などの多世代の区民を対象とした施設

子ども　すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策19　子どもの居場所づくりと育成支援の充実

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

	指標名 指標の説明	現状値	目標値 12(2030)年度
1	放課後等居場所事業※1利用者の満足度 放課後等居場所事業の利用者アンケート	94.4% (7年度)	95.0%以上

施策を構成する実行計画事業

1	より良い子どもの居場所づくりの推進　【重点】	3	地域における子育て支援体制の充実　【再掲】（施策20-2）
2	次世代育成基金の活用推進	4	学童クラブの整備・充実　【再掲】（施策20-5）

※1　放課後等居場所事業：放課後等の学校施設を小学生の安全・安心な居場所として提供し、遊びや学習、スポーツ、文化・創作活動、交流事業を通じて、子どもの自主性や社会性、創造性を育み、地域社会の中で健やかな成長を促すための事業

施策19　子どもの居場所づくりと育成支援の充実

1　より良い子どもの居場所づくりの推進(1/2)【重点】

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」※1に基づき、子どもの意見を聴きながら、乳幼児から中・高校生世代までのすべての子どもが安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進します。

児童館については、福祉的課題への対応力や子どもの参画に向けた取組等の機能を強化するとともに、子ども・子育てプラザ※2が徒歩圏内にない地域における乳幼児親子の居場所機能の充実や、中・高校生機能優先児童館の整備を進め、地域における多様な子どもの居場所づくりの拠点としての役割を果たします。

また、放課後等居場所事業については実施場所を拡大するとともに、おやつの提供などを通じて、小学生の居場所としての機能を充実させます。

さらに、子ども・子育てプラザの小学生タイムやプレーパーク※3を拡充するほか、地域の実情に応じて、一般区民施設の集会室を子ども向けに開放するなど、地域における子どもの居場所の充実に取り組みます。

加えて、上荻児童館の旧若杉小学校跡地への移転改築を進めるほか、中学校区に児童館が未整備の地域※4において児童館の整備に向けた取組を進めます。向陽中学校との併設・複合化による児童館の新規整備を検討するとともに、西荻南区民集会所移転後の跡地については、西荻北保育園の仮設園舎として活用した後に新たな児童館整備の検討を進めます。あわせて、旧杉並第四小学校の跡地活用については、跡地活用を検討するワークショップ等において児童館の整備を検討します。

このほか、児童館、子ども・子育てプラザ及び児童青少年センターに入退館管理システムを導入し、入館手続の簡素化と業務の効率化を図るとともに、子どもの入退館時刻を保護者に通知する仕組みを整備し、利用者の利便性と安全・安心の向上につなげます。

事業項目	8(2026)年度末見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
児童館(25館)						
機能強化	準備	一部実施	実施	→	→	一部実施・実施
乳幼児親子の居場所機能の充実	検討・準備	実施	→	→	→	実施
中・高校生機能優先児童館	検討・準備	新規1館 (累計1館)	— (累計1館)	— (累計1館)	— (累計1館)	新規1館 (累計1館)
児童館の整備・改築等						
上荻児童館の改築	設計0.4館	設計0.5館	設計0.1館 建築0.1館	建築0.4館	建築0.4館	設計0.6館 建築0.9館
新たな児童館の整備	検討	検討	→	→	→	検討
児童館等の入退館管理システム	検討	準備	運用	→	→	準備・運用

施策19　子どもの居場所づくりと育成支援の充実

1　より良い子どもの居場所づくりの推進(2/2)【重点】

事業項目	8(2026)年度末見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
小学生の放課後等居場所事業						
実施場所の拡大	新規9所 (累計29所)	新規10所 (累計39所)	— (累計39所)	— (累計39所)	— (累計39所)	新規10所 (累計39所)
おやつの提供	準備	実施	→	→	→	実施
地域における子どもの居場所の充実						
子ども・子育てプラザの小学生タイム	検討・準備	拡充	実施	→	→	拡充・実施
プレーパーク	検討・準備	拡充	実施	→	→	拡充・実施
一般区民施設の有効活用	調査・検討	実施	→	→	→	実施
日曜日・祝日の校庭開放	実施	実施	→	→	→	実施
小学校始業前の朝の居場所	検討・実施	検討・実施	→	→	→	検討・実施

関連する計画

(区立施設マネジメント計画(第1期)第2次実施プラン)旧若杉小学校跡地の本格活用、向陽中学校の改築検討と児童館の整備検討、西荻北保育園及びゆうゆう西荻北館の改築

※1　子どもの居場所づくり基本方針：今後の子どもの居場所づくりに関する理念や基本的な考え方、取組の方向性など、子どもの居場所に関わる取組の指針として令和7年（2025年）1月に策定
※2　子ども・子育てプラザ：乳幼児とその保護者を主たる利用対象として、乳幼児親子同士の交流や安全・安心な遊びの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点
※3　プレーパーク：子どもが自らの想像力・発想力で遊びを創造し、普段の公園では体験できない土遊び、水遊び、火遊び、木登り、工作等を通して、自主性や創造性の育成、体力の増進等を図ることを目的とした事業
※4　中学校区に児童館が未整備の地域：東田中学校区、東原中学校区、荻窪中学校区、向陽中学校区、大宮中学校区、和泉中学校区、高円寺中学校区の7中学校区

施策19　子どもの居場所づくりと育成支援の充実

2　次世代育成基金の活用推進

次世代育成基金を活用することで、より多くの子どもに様々な体験・交流事業への参加機会を提供するとともに、その原資となる寄附募集の取組と基金趣旨の一層の周知を図ります。

また、基金創設から10年以上が経過し、社会を取り巻く環境も変化していることから、子どもや保護者に向けた情報提供の方法や、家庭の経済状況等に左右されることなく、参加を希望するすべての子どもが参加しやすい事業の実施方法などを検討します。

さらに、「子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえて子どもの意見を取り入れるなど、必要に応じて、活用事業の内容や活用方法等の見直しを行います。

事業項目	8(2026)年度末見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
基金を活用した体験･交流事業						
区主催事業	8事業 参加者465人	実施	→	→	→	実施
民間主催事業(基金活用事業助成)	3事業 参加者192人	実施	→	→	→	実施

子ども　すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策20　安心して子育てできる環境の整備・充実

社会状況の変化に伴い多様な働き方やライフスタイルに合わせた子育て支援が求められている中、多様化するニーズに的確に対応するため、妊娠期からの切れ目ない支援を拡充し、子育てに対する不安や負担を軽減する取組を進めることにより、地域で安心して子育てできる環境の更なる整備・充実を図ります。

あわせて、保育、学童クラブの運営の質の確保・向上に向けた取組をより一層推進するとともに、学童クラブの待機児童解消のための取組を行うなど、様々な家庭の形態やライフステージに応じた支援の充実を図ります。

施策の現状と課題

- 不安や悩みを抱えることなく、地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実が求められています。
- 子育て家庭が気軽に相談でき、安心して自由に過ごせる場や、人と人をつなぎ、支え合える地域の子育て力を高めていくことが必要です。また、子育て家庭の多様なニーズに合わせた、きめ細やかな取組が求められています。
- 様々な種別の保育施設が運営されている状況を踏まえ、地域の保育施設が連携・協力しながら、更なる保育の質の確保・向上に向けて、取り組んでいく必要があります。また、多様化する保育ニーズへの一層の対応が求められています。
- 学童クラブの需要は依然として高い水準で推移しており、的確に対応する必要があります。また、委託学童クラブを含む区立学童クラブ全体の運営の質を確保し、向上するための方策が求められています。
- 学童クラブ待機児童の放課後の過ごし方を的確に把握し、子どもの成長段階に応じた居場所を案内するとともに、ニーズに応じた学童クラブ以外の放課後の安全・安心な居場所を充実していくことが必要です。
- ひとり親は、子育てと生活の基盤を支える役割をひとりで担わなければならないことから負担が大きく、住居や収入等様々な場面で困難に直面する場合があるため、家庭環境に左右されず親も子どもも安心して生活できるよう各家庭個別の事情に寄り添った支援を行う必要があります。

計画最終年度の目標

- 出産・子育てを希望するすべての人たちが、安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会が実現されています。
- 地域の人材や資源を有効に活用し、地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれています。
- 保育施設や学童クラブにおいて、子ども一人ひとりの個性や発達段階に応じた質の高いサービスが提供されています。
- 学童クラブの待機児童が解消し、安心して子育てできる環境が整備されています。
- 子どもの成長段階に応じて、選択可能な居場所が充実し、それぞれのニーズに応じた居場所が確保されています。
- ひとり親家庭に対する様々な支援の制度が整い、すべての家庭が個々の状況に応じて自立して安定した生活を送ることにより、子どもの健全な育成が図られています。

子ども　すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策20　安心して子育てできる環境の整備・充実

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

	指標名 指標の説明	現状値	目標値 12(2030)年度
1	地域の子育て支援サービス・施設が利用しやすいと感じる割合 区民意向調査	67.1% (7年度)	70.0%
2	今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合 乳幼児健康診査時アンケート	97.6% (7年度)	98.0%
3	保育所利用者の満足度 福祉サービス第三者評価	94.3% (7年度)	95.0%以上
4	学童クラブ待機児童数 翌年度5月1日時点の待機児童数	372人 (8年5月1日)	0人
5	学童クラブ利用者の満足度 福祉サービス第三者評価	93.8% (7年度)	95.0%以上

施策を構成する実行計画事業

1　妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実　【重点】
2　地域における子育て支援体制の充実
3　保育の質の向上　【重点】
4　多様なニーズに対応した保育サービスの推進　【重点】
5　学童クラブの整備・充実　【重点】
6　ひとり親家庭支援の充実
7　就学前教育の充実　【再掲】（施策22-3）

施策20　安心して子育てできる環境の整備・充実

1　妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実(1/2)【重点】

妊娠期から面談等を通じて出産・子育てに関する相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施し、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図ります。出産育児準備教室では、従来のパパママ学級・母親学級に加え、父親学級を実施することにより、父親支援の充実を図るとともに、産後ケア事業※1では、従来の宿泊型・日帰り型に加え、訪問型を実施することにより、支援にアクセスしづらい家庭へのアプローチを強化します。

また、新たに妊産婦移動支援事業を実施することにより、健診等に係る妊産婦の外出負担の軽減を図ります。加えて、5歳児健康診査を実施することにより、発達の特性を早期に発見し、特性に応じた適切な支援を行うことで、円滑な就学につなげます。あわせて、電子版母子健康手帳を導入することにより、個々の状況に応じたきめ細かな支援の充実を図ります。

さらに、経済的負担の大きい不妊治療費の一部助成や、減少する産科医・助産師への支援を通じて、地域で安心して妊娠・出産できる環境を整えます。

事業項目	8(2026)年度末見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
ゆりかご事業						
ゆりかご面接	実施	実施	→	→	→	実施
出産育児準備教室	実施	実施	拡充	実施	→	実施・拡充
産後ケア事業	実施	拡充	実施	→	→	拡充・実施
すこやか赤ちゃん訪問※2	実施	実施	→	→	→	実施
あそびのグループ・あそびのグループプラス※3	実施	実施	→	→	→	実施
多胎児家庭支援事業	実施	実施	→	→	→	実施
妊産婦移動支援事業	準備	実施	→	→	→	実施

施策20　安心して子育てできる環境の整備・充実

1　妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実(2/2)【重点】

事業項目	8(2026)年度末見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
妊婦のための支援給付	実施	実施	→	→	→	実施
バースデーサポート事業※4	実施	実施	→	→	→	実施
5歳児健康診査	試行実施	試行実施	実施	→	→	試行実施・実施
電子版母子健康手帳	検討	構築・運用	運用	→	→	構築・運用
不妊治療費助成	420件	400件	400件	400件	400件	1,600件
分娩手当支給事業	700件	640件	640件	640件	640件	2,560件
関連する計画						
(DX推進計画)取組15　母子保健DXの推進						

※1　産後ケア事業：生後7か月未満の子と母を対象に、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るなど、健やかに育児ができるよう支援する事業
※2　すこやか赤ちゃん訪問：生後4か月までの乳児のいる全家庭に保健師や助産師等の専門職が訪問し、母子の健康状態や生活状況の把握、育児に関する相談、子育てに関する情報提供等を行い、産後うつの早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図る事業
※3　あそびのグループ・あそびのグループプラス：1歳6か月児健康診査後に、発達の偏り等の心配がある幼児を対象にした親子参加型のグループ活動を行い、保護者の子どもへの関わり等についての助言や、幼稚園や療育機関等への円滑な通所に向けた支援を図る事業
※4　バースデーサポート事業：行政との接点が比較的少ない2歳児を育てる家庭に対し、アンケート実施や子育てに関する情報提供等を行い、相談支援体制を強化することを目的とした事業

施策20　安心して子育てできる環境の整備・充実

2　地域における子育て支援体制の充実

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、地域子育て支援拠点である子ども・子育てプラザや地域子育てネットワーク事業※1等の取組により、乳幼児親子が気軽に安心して利用できる居場所の充実に取り組むとともに、子育てに関わる様々な団体や家庭、学校等との連携・協力により、子育て支援の充実を図ります。

また、妊婦・子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、より身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行う利用者支援事業を実施します。

さらに、地域の中で子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業※2のほか、一時預かり事業※3や子育て応援券事業※4等の実施を通して、子育てを地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

事業項目	8(2026)年度末見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
子ども・子育てプラザの運営	7所	《7所》	《7所》	《7所》	《7所》	《7所》
乳幼児親子の居場所	実施	実施	→	→	→	実施
地域子育てネットワーク事業	実施	実施	→	→	→	実施
利用者支援事業	実施	実施	→	→	→	実施
ファミリー・サポート・センター事業	実施	実施	→	→	→	実施
一時預かり事業	実施	実施	→	→	→	実施
ベビーシッター利用支援事業	拡充	実施	→	→	→	実施
子育て応援券事業	実施	実施	→	→	→	実施
関連する計画						
(区政運営計画)取組41　利用者支援事業等の実施体制の見直し						

※1　地域子育てネットワーク事業：各小学校区で、児童館及び子ども・子育てプラザを事務局として、地域との協働による地域交流の伝統行事の実施や、関係機関や地域団体等で構成する連絡会の開催など、子どもと子育てを応援する地域社会のつながりを強めるための取組

※2　ファミリー・サポート・センター事業：短時間の子どもの預かりや送迎等、子育ての手助けを必要とする人（利用会員）と、手助けができる人（協力会員）をつなぎ、地域の中で子育ての援助を行う事業

※3　一時預かり事業：保護者の通院、就労、育児疲れの解消などのため、施設において乳幼児を預かる事業

※4　子育て応援券事業：子育てを支援する地域の人や団体などとの関わりを通して、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊婦及び就学前の子どもがいる家庭の保護者を対象に、出産準備や育児の相談、一時保育などの有料の子育て支援サービスに利用できるポイントを交付する事業

施策20　安心して子育てできる環境の整備・充実

3　保育の質の向上(1/2)【重点】

心理専門職や区立保育園の園長経験者が保育施設を訪問し、保育内容や保育環境の向上に向けた助言や相談対応を行うなど、継続的な支援を実施します。

また、区立保育園全27園を中核園※1に位置付け、そのうち既存の中核園10園を地域統括園※2とすることで、中核園事業の実施体制と機能の強化を図ります。これにより、地域の保育施設との連携・協力の下、研修や情報共有、訪問支援等を通じて、区内全体の保育の質の向上に取り組みます。

さらに、安定した保育環境を確保するため、私立保育施設等における保育士等の処遇改善や人材確保を支援するとともに、老朽化した区立保育園等の改築等を進めます。

事業項目	8(2026)年度末見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
保育施設の巡回指導・訪問等	実施	実施	→	→	→	実施
中核園事業						
中核園(内、地域統括園)	10園	《14園(2園)》	《14園(2園)》	《27園(10園)》	《27園(10園)》	《27園(10園)》
実施体制・機能強化	—	試行実施	→	実施	—	試行実施・実施
私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援	実施	実施	→	→	→	実施
高井戸東保育園の改築						
設計	0.5園	0.5園	—	—	—	0.5園
建築	—	—	0.1園	0.7園	0.2園	1.0園
上荻保育園の移転改築						
設計	0.4園	0.5園	0.1園	—	—	0.6園
建築	—	—	0.1園	0.4園	0.4園	0.9園

施策20　安心して子育てできる環境の整備・充実

3　保育の質の向上(2/2)【重点】

事業項目	8(2026)年度末見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
西荻北保育園の改築						
設計	—	—	0.5園	0.5園	—	1.0園
和田保育園の改築						
設計	—	—	—	0.5園	0.5園	1.0園
四宮保育園の改築						
設計	—	—	—	—	0.5園	0.5園
関連する計画						
(区立施設マネジメント計画(第1期)第2次実施プラン)高井戸東保育園及びゆうゆう高井戸東館の改築、旧若杉小学校跡地の本格活用、西荻北保育園及びゆうゆう西荻北館の改築、和田保育園の改築、四宮保育園の改築と(仮称)コミュニティふらっと四宮の整備						

※1　中核園：保育の質の維持・向上を目的に、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた役割を担う区立保育園
※2　地域統括園：中核園の取組に加え、従来の地域単位の取組を展開するとともに、訪問支援等を実施することで、保育の質の向上に向けた役割を担う区立保育園

施策20　安心して子育てできる環境の整備・充実

4　多様なニーズに対応した保育サービスの推進【重点】

子育て家庭の多様なニーズに対応するため、障害児指定園※1における受入体制の充実や、病児保育※2の実施、認可保育施設を利用できない場合や夜間保育に対応するベビーシッター利用支援など、切れ目のない保育サービスの充実を図ります。また、令和9年度（2027年度）からは、病児保育室1所において、小学生の受入れを開始します。

あわせて、私立幼稚園との連携を深めながら、地域全体で幼児教育・保育環境の向上を図るとともに、こども誰でも通園制度※3の実施を通じて、就労要件にかかわらず利用できる仕組みの充実を進め、子どもと家庭を支える環境づくりを推進します。

事業項目	8(2026)年度末見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
障害児指定園	15園	《15園》	《15園》	《15園》	《15園》	《15園》
病児保育室(5所)						
小学生の受入れ	検討	実施	→	→	→	実施
ベビーシッター利用支援	実施	実施	→	→	→	実施
私立幼稚園との連携						
幼児期における保育の場の充実	検討	検討	→	→	→	検討
私立幼稚園との意見交換	実施	実施	→	→	→	実施
こども誰でも通園制度	実施	実施	→	→	→	実施

※1　障害児指定園：障害児や発達に特性のある児童を保育するために必要な人員や設備を備えた区立保育園
※2　病児保育：病気などにより保育施設や学校等での集団生活が困難な児童を一時的に預かる事業
※3　こども誰でも通園制度：認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用していない0歳6か月～満3歳未満の子どもが認可保育所等を一定時間利用できる制度

施策20　安心して子育てできる環境の整備・充実

5　学童クラブの整備・充実 【重点】

学童クラブについては、令和10年度（2028年度）の待機児童解消を目指し、小学校の改築に合わせた整備をはじめ、区有地や区有施設、民間施設を活用した整備に取り組むとともに、待機児童の放課後の過ごし方の実態把握を適切に行い、子どもの成長段階に応じた居場所の案内や、児童館や放課後等居場所事業等の学童クラブ以外の放課後の安全・安心な居場所の充実など、複合的な対策を進めます。

また、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、学童クラブの大規模化の解消を含めた、より良い育成環境の確保に取り組むほか、福祉サービス第三者評価の受審や学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などを通じて、学童クラブの質の向上を図ります。

事業項目	8(2026)年度末見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
学童クラブの整備						
小学校内への整備	— (累計22施設)	— (累計22施設)	— (累計22施設)	— (累計22施設)	— (累計22施設)	— (累計22施設)
小学校周辺の区有地・区有施設を活用した整備	— (累計6施設)	新規2施設 (累計8施設)	— (累計8施設)	— (累計8施設)	— (累計8施設)	新規2施設 (累計8施設)
小学校周辺の民間施設を活用した整備	—	—	新規1施設 (累計1施設)	— (累計1施設)	— (累計1施設)	新規1施設 (累計1施設)
質の確保・向上のための取組	実施	実施	→	→	→	実施
関連する計画						
(区立施設マネジメント計画(第1期)第2次実施プラン)(仮称)沓掛学童クラブ校外育成室の整備、(仮称)堀ノ内南第二学童クラブの整備、(仮称)桃三学童クラブ校外育成室の整備、桃井第一小学校の改築と小学校内での学童クラブの整備、杉並第一小学校の移転改築と小学校内での学童クラブの整備、堀ノ内東学童クラブの移転整備						

施策20　安心して子育てできる環境の整備・充実

6　ひとり親家庭支援の充実

ひとり親家庭の自立を支援するため、子育て・生活支援、就業支援及び養育費確保支援等を個々の状況に応じて総合的に実施し、家庭環境に左右されない子どもの健やかな成長を支えます。あわせて、「ひとり親家庭手続きガイド」の活用を推進し、制度や相談窓口に関する情報を分かりやすく提供することで、必要な支援や相談窓口へ円滑につながる環境の整備を図ります。

また、離婚後の子の養育に関する民法等の改正（共同親権の導入等）※1を踏まえ、離婚前後の父母を対象として、親の責務や養育費、親子交流等について理解を深める講座を実施し、安定的な養育環境の確保につなげます。

事業項目	8(2026)年度末見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
ひとり親家庭相談						
相談支援の実施	3,800件	5,000件	5,000件	5,000件	5,000件	20,000件
ひとり親家庭手続きガイド	運用	運用	→	→	→	運用
ひとり親家庭生活支援(ホームヘルプサービス※2)	30世帯	35世帯	35世帯	35世帯	35世帯	140世帯
就労自立に向けた資格取得支援	実施	実施	→	→	→	実施
養育費確保に関する支援	実施	実施	→	→	→	実施
離婚前後の家庭への支援	実施	実施	→	→	→	実施

※1　離婚後の子の養育に関する民法等の改正（共同親権の導入等）：離婚後も父母双方が子どもの養育に関わることを前提に、共同親権の導入や、養育費、親子交流等に関する規定が見直され、令和8年（2026年）4月1日施行

※2　ホームヘルプサービス：中学生以下の児童がいるひとり親家庭を対象に、親の就労等の事情により日常生活に支障が生じている場合に、家事や育児を支援するためのサービスを提供する事業

子ども　すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策21　障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

障害の種別や程度にかかわらず、障害児が身近な地域で安心して生活できるよう、療育体制の充実を図るとともに、重症心身障害児に対応した放課後等デイサービス事業※1など学齢期の障害児支援の充実を図ります。また、医療技術の進歩等を背景に地域で暮らす医療的ケア児※2が増加していることから、ライフステージに応じて必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児の支援体制を整備していきます。

施策の現状と課題

- 区内の児童発達支援※3や放課後等デイサービスの事業所が不足しており、身近な地域で療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、事業所の開設を進め、受入体制を確保する必要があります。
- 発達障害児への支援について、幼児期から就学後の低学年期までの子どもの発達を教育分野と連携して切れ目なく支援していく必要があります。
- 医療的ケア児が健やかに成長できるよう、心身の状況やライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置により、保健、医療、福祉、教育等の各分野にまたがる支援が連携し提供できる体制が求められています。

計画最終年度の目標

- 障害児が、乳幼児期から学校を卒業（18歳まで）するまで切れ目のない支援（療育等）を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。
- 就学前から学齢期までのライフステージに応じて、医療的ケア児に対する支援が切れ目なく適切に行える環境が整っています。

※1　放課後等デイサービス事業：「学校教育法」に定める学校（幼稚園及び大学を除く）又は専修学校等（専修学校及び各種学校）に就学している障害児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業
※2　医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生を含む）
※3　児童発達支援：発達の遅れや心身に障害のある未就学児に、発達を促す支援（療育）を行う事業

子ども　すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策21　障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

	指標名 指標の説明	現状値	目標値 12(2030)年度
1	児童発達支援事業を利用している未就学児のうち、区内の事業所に通所している割合 区内事業所通所者数÷通所者数×100	92.9% (7年度)	100%
2	重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数 ―	55人 (7年度)	85人
3	医療的ケア児の通園、通学等施設数 医療的ケア児等コーディネーターの調整により、医療的ケア児の受入れを行う区立保育園等・区立学童クラブ・区立学校の施設数	25施設 (8年4月)	33施設

施策を構成する実行計画事業

1　未就学児の療育体制の充実　【重点】
2　学齢期の障害児支援の充実　【重点】
3　地域における医療的ケア児の支援体制の整備　【重点】

施策21　障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

1　未就学児の療育体制の充実【重点】

重症心身障害児通所施設わかばでは、人工呼吸器等の医療的ケアが必要な重症心身障害児等の療育を行うとともに、保育園に通う肢体不自由児が併行して療育を受ける機会を持てるよう支援しています。また、療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、児童発達支援事業所に運営助成を行うことにより、新規事業所の開設を促進し、受入体制の拡充を図ります。あわせて、専門職が保育園や幼稚園、学校等を訪問し、関係機関と連携しながら、児童がより良い集団生活を送れるよう支援します。さらに、こども発達センターが地域の中核的な療育施設としての地域支援機能※1を発揮し、発達特性に関する専門的知見や支援技術の提供を行うとともに、区内の児童発達支援事業所や保育園・幼稚園、学校等の関係機関に対する助言や研修を通じて、地域全体の支援の質の向上を図ります。また、児童発達支援事業所を利用する児童の保護者に対して、子どもの発達特性に応じた適切な関わり方の習得や養育スキルの向上を支援します。これらの取組を通じて、支援者及び保護者双方の支援力を高め、地域全体での療育体制の充実を図ります。

加えて、令和10年度（2028年度）の5歳児健康診査の本格実施に伴い、発達上の課題を有する児童及びその保護者への支援ニーズの増加が見込まれることから、子どもの発達特性に応じた適切な関わり方の習得や養育スキルの向上を支援する取組について、検討・実施を進めます。

事業項目	8(2026)年度末見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
重症心身障害児通所施設運営	実施	実施	→	→	→	実施
児童発達支援事業所	新規5所（累計32所）	新規1所（累計33所）	新規1所（累計34所）	新規1所（累計35所）	新規1所（累計36所）	新規4所（累計36所）
保育所等訪問支援	850件	950件	1,050件	1,150件	1,250件	4,400件
こども発達センターの地域支援機能の取組						
医療相談・専門相談	実施	実施	→	→	→	実施
療育・地域支援講座	6講座	6講座	6講座	6講座	6講座	24講座
事業所支援	6所	6所	6所	6所	6所	24所
発達特性に応じた養育力向上支援	—	検討・試行	実施	→	→	検討・試行・実施

※1　地域支援機能：療育を受けている児童の保護者、療育に係る関係者や支援者が、専門相談や、支援講座等を通じて、子どもへの適切な関わりや支援力の向上を図り、地域全体で子どもを支援すること

施策21　障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

2　学齢期の障害児支援の充実【重点】

重症心身障害児放課後等デイサービス事業所に区独自の運営助成を行い、新規事業所の開設を促進するとともに、質の高いサービスを安定的に提供できるよう運営を支援します。また、放課後等デイサービスについても、事業所の新規開設及び事業継続を支援するとともに、学校の長期休暇期間中における朝の時間帯等のサービス提供時間の拡充に取り組みます。

障害のある子どもを持つ家庭を支援するため、障害児の中学生以降の放課後等の居場所について引き続き試行的な取組を進め、利用者のニーズに応じた居場所についての検証と見直しを行います。加えて、学齢期の発達障害児のコミュニケーション面や社会性などの生活に関する相談を受け、適切な療育先につなぐとともに、学校と連携して低学年期の子どもの発達を幼児期から就学後へ切れ目なく支援することで、学校生活や地域生活の充実に取り組みます。

事業項目	8(2026)年度末見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
重症心身障害児放課後等デイサービス事業所	新規2所（累計7所）	新規1所（累計8所）	新規1所（累計9所）	新規1所（累計10所）	新規1所（累計11所）	新規4所（累計11所）
放課後等デイサービス事業所	新規3所（累計30所）	新規2所（累計32所）	新規2所（累計34所）	新規2所（累計36所）	新規2所（累計38所）	新規8所（累計38所）
長期休暇期間中等の放課後等デイサービスの提供時間の延長支援	検討	検討・実施	実施	→	→	検討・実施
障害児の中学生以降の放課後等居場所事業	モデル実施	モデル実施	検証	検証を踏まえた見直し	→	モデル実施・検証・検証を踏まえた見直し
学齢期の発達障害児の相談・療育	実施	実施	→	→	→	実施

施策21　障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

3　地域における医療的ケア児の支援体制の整備 【重点】

医療的ケアが必要な子どもが、住み慣れた地域の中で日常生活及び社会生活を営むために、併行通園※1等の実施を推進するとともに、区に医療的ケア児等コーディネーターを配置して、保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携を促すなど、心身の状況やライフステージに応じて切れ目なく支援していきます。

事業項目	8(2026)年度末見込	計画期間				
		9(2027)年度	10(2028)年度	11(2029)年度	12(2030)年度	4か年計
医療的ケア児の受入体制の充実						
区立保育園等での受入れ	実施	実施	→	→	→	実施
区立学童クラブでの受入れ	実施	実施	→	→	→	実施
区立学校での受入れ	実施	実施	→	→	→	実施
医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援	実施・検討	実施	→	→	→	実施

※1　併行通園：障害児通所支援事業所を利用する医療的ケア児が保育園や学童クラブにも通園することで、医療的ケア児の受入れを促進する取組